

令和2年9月定例会 総務委員会（付託）

令和2年9月24日（木）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

浪越委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

公安委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

なお、理事者各位に申し上げます。

当委員会において、議案等の説明及び報告の際には着座のままでなされますよう、よろしくお願いします。

【報告事項】

な し

高橋警務部理事官

公安委員会関係の報告事項等はありません。

浪越委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

岩丸委員

近年、全国的にこれまで経験したことのないような規模の豪雨災害が相次いでおります。今年7月には、熊本県をはじめとして九州地方を中心に、甚大な被害が発生した豪雨災害がありました。また、つい先日には台風10号が接近してきて被害も発生いたしております。

特に最近の豪雨災害では、いつどこでどのような被害が発生するか分からない、予想も付かないような状況にあるように思います。そして同時に、徳島県においては南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震の発生も予想されており、自然災害への対策は待ったなしというところであります。加えて、特に今年の場合、新型コロナウイルス感染症対策にも配慮することが必要ということで、災害発生時の避難所での在り方など、災害対策への課題は山積というような状況でもあります。

そういったことで、県警察の災害対策についてお伺いをしたいと思います。

先ほども申し上げましたとおり、今年もそうでしたが、各地で発生している豪雨災害では、河川の氾濫、堤防の決壊ということで、広範囲な被害が予想されておりますが、先日、新聞報道でも吉野川^{ぜき}の堤防が決壊した場合の浸水想定の記事が紹介されておりました。その中では、第十堰や藍住インターチェンジ付近をはじめとして、5か所の重要水防

箇所が決壊した場合の浸水想定区域が示されおりましたが、いずれも相当な広範囲で浸水被害が想定されており、もしこういうことが起これば、甚大な被害が懸念されております。県内には吉野川をはじめ、たくさんの河川がありますが、河川の氾濫時には、警察関連施設の浸水被害も想定されるところでありまして、特に、警察関連施設では、治安維持、また防災拠点としても機能しなければならない非常に重要な所でもあります。そこで、想定される最大規模の降雨があった場合、浸水想定区域にはどの程度の警察関連施設が含まれるか、お示しいただきたいと思います。

日下拠点整備課長

河川の氾濫によります浸水想定区域内にある警察関連施設の状況についてのお尋ねです。

水防法の規定に基づきまして、国土交通省及び徳島県それぞれが管理する河川におきまして、想定される最大規模の降雨があった場合の浸水想定区域が公表されております。国が管理する吉野川水系、那賀川水系におきましては、本部庁舎では警察本部、運転免許センター等5施設が0.5から3メートルの範囲で浸水が想定されております。また、警察署におきましては、徳島中央警察署、徳島名西警察署と石井庁舎、徳島板野警察署と板野庁舎、鳴門警察署、美馬警察署及び阿南警察署の6警察署2庁舎、計8庁舎が0.5から10メートルの範囲で浸水すると想定されております。そのほかの施設におきましても、徳島県が管理する河川におきまして、徳島県警察学校、徳島県警察機動隊、小松島警察署が0.5から3メートルの範囲で浸水が想定されております。

岩丸委員

本来そういうことがあってはならないと思うのですが、どこでどういう雨が降るのか分からないような状況ですから、もしかしたらそういうこともあり得るかもしれません。警察本部庁舎でしたらこの辺です。こういった施設をはじめ、主要な関連施設、私のそばの徳島名西警察署や石井庁舎が0.5から10メートルと大変な想定ということになっていますが、これに対して県警察としては、こういった施設でどんな対策をとられているのか、お聞かせいただけたらと思います。

日下拠点整備課長

県警察におきましては、近い将来、発生が懸念されております南海トラフ巨大地震等の大規模災害による被害対策といたしまして、防災拠点であります警察本部、警察署の防災機能強化を図っているところでございます。

具体的に申し上げますと、津波や高潮の対策として庁舎出入口に止水板を設置したほか、自家発電装置などの重要機器を浸水のない高さに移設するなどの対策を講じております。これらの対策により、河川の氾濫によります浸水についても対応できるものと考えております。

これまで津波対策といたしまして、沿岸部の警察署を中心に諸対策を進めてきましたが、今後、他の警察署におきましても、実情に応じ、被害想定を踏まえた対策を検討してまいります。

岩丸委員

止水板は議会棟にも付いておりますけれど、この辺りはあれぐらいでもいいけるのだろうとは思いますが、いずれにしても1階はつかるんだという想定を当然しないといけないのかなということで、電源設備等については、最低でも2階以上には上げないといけないのかなと思うのです。

例えば、今建てている所も当然にそういう対策をとっていると思うのですが、もうできているんですか、これから徐々にしていくのですか。

日下拠点整備課長

警察本部、警察署におきましては、ほとんどの警察署におきまして自家発電装置を浸水の無い高さまで持ってっております。

岩丸委員

それと同時に、特にこういう災害が発生したときの救助作業とか物資輸送といった面では、交通路の確保が非常に重要になってくるというふうに思うのです。

そんな中で、停電が多々発生し、信号機が消えるという場合があります。先般の台風10号でも、何箇所か信号機が消えたということもありましたし、テレビ等々のニュースでも、信号機が消えているというような報道がよくなされております。信号機の正常な作動について、交通網の維持の観点でも対策が必要ではないかと思いますが、信号機について、どのような対策がとられているのかお伺いしたいと思います。

喜多交通企画課長

災害による信号機の滅灯対策についてでございます。

委員のお話のとおり、災害発生時には、国道55号、国道192号など主要幹線道路の交通路を確保して、円滑な災害応急対策を実施することが重要と認識いたしております。

県警察では、信号機の滅灯対策といたしまして、主要幹線道路を中心に3種類の電源付加装置を整備いたしております。大規模交差点には、停電時にディーゼルエンジンが自動的に起動いたしまして、長時間稼働が可能な自動起動型信号機電源付加装置を整備いたしております。また、主要交差点には、リチウムイオン電池を用いた静止型非常用信号機電源付加装置を整備し、そのほか、各警察署等におきましては、持ち運びが容易なガソリンエンジンを用いた可搬型発電機を配備いたしているところでございます。

今後も、計画的な整備はもとより、可搬型発電機を使用した信号機の復旧訓練や、手信号訓練を繰り返すなどいたしまして、停電時の対策に万全を期してまいります。

岩丸委員

信号機も水が引いたらすぐ使えるような状況になるように、今後とも整備を進めてほしいと思います。

また、私は神山町に住んでいるのですが、大分、人数も減ってきて、集落も点在しておりますし、ちょうど町の真ん中を鮎喰川が流れて、それも蛇行しながら流れているという

ようなことで、最近、町の奥のほうで台風による土砂崩れがあつて、全面通行止めとなつておりました。また、何年前だったか、下のほうの集落で床上・床下浸水が発生したこともあります。特に、町内においては高齢者の数が増えてきて、高齢化率が50パーセントくらいになっているということで、お年寄りの方も多いいということもあります。避難活動も、避難場所へ行くのも難しいということもあつて、まだ家で居たほうがましというようなことで、住民相互の共助はもとより、自治体による対応というのが本当に不可欠ということにもなっております。

同時に、私は関西広域連合議会議員ということで、そちらのほうの議会にも出席いたしておりますが、他の府県警察との連携も非常に重要というふうにも思っております。大規模災害発生時の対応については、県内の関係機関のみならず、他の都道府県警察、特に近隣の府県警察との連携が不可欠でないかと思いますが、県警察においては、どのように連携して災害対応に当たっているのか、現状をお伺いしたいと思ひます。

岩本警備部長

大規模災害発生時の他の都道府県警察との連携についてであります。

災害発生に際して、迅速かつ効果的な救助活動等の災害警備活動を行うためには、関係機関との連携はもとより、他の都道府県警察との連携は非常に重要と認識しております。

災害発生時、県警察では災害警備本部等を設置し、救出救助などの各種活動を実施いたしますが、自県での対応が困難な大規模災害時には、警察庁等の調整によりまして、他の都道府県警察から、高度な救出救助能力を有する広域緊急援助隊等の応援を受け、連携の上、各種活動に当たることとしております。

なお、平素より、中四国や近畿圏の各府県警察と定期的に合同訓練を実施するなどして、対処能力の向上と連携強化に努めております。

岩丸委員

今後とも、警察職員の皆さんの対処能力の向上を図っていただきながら、体制の確保や施設の整備促進、また関係機関、他の都道府県警察との連携もしっかりと強化につなげていただきたいと思います。

同時に、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた災害対策ということで、今後とも万全を期していただきたいということをお願いして質問を終わります。

山田委員

知事部局においては、今年の9月の事前委員会で幹部職員の再就職状況が報告されました。これは例年されています。県警察においても同様に、委員会に報告して県民に公表すべきではないかと思うのです。

あわせて、知事部局の場合は、歴年の幹部の再就職状況をホームページ上にアップしています。しかし、県警察のホームページは公表しているんですけども、当該年度のみ公表ということです。この点についても知事部局と同様に歴年分を掲載すべきではないかと思うんですけども、御答弁ください。

生原警務課長

山田委員から、知事部局同様、幹部職員の再就職状況を委員会に報告すべきではないかというような御指摘を頂いたところでございます。

この件につきましては、当委員会で過去にも御指摘を頂きまして、委員会に報告する必要はないと御決定いただきました。県警察では、その御決定を頂いた時と同様に、毎年度1回、退職者の再就職の公表に関する取扱要綱に基づきまして、前年度に退職いたしました地方警務官いわゆる警視正や、管理職手当の支給を受けていた幹部職員の再就職状況を1年間、県警察のホームページにおいて公表しているところでございます。この点については、引き続き、適時適切に再就職状況を公表してまいりたいと考えてございます。

二つ目の、退職者の再就職状況を歴年で公表すべきではないかという点でございすけれども、幹部職員の再就職状況につきましては、公正性や透明性を図る観点から、前年度退職者の状況を取りまとめまして、知事部局同様、ホームページに掲載し公表しているところでございます。委員御指摘の、歴年で公表すべきということにつきましては、こうした掲載を1年間でやめるのではなく、そのまま掲載し続けるべきではないかという御趣旨だと理解してございます。その点につきましては、公表後に離職している者もいますことから、公表当時の情報をそのままホームページに掲載し続けることは適当でないと認識しております。ホームページに掲載した情報を、どれくらいの期間を置いておくべきかにつきましては、それぞれいろいろなお考えがあると思いますけれども、県警察としては、そういったことで1年間としているところでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

山田委員

御理解くださいといっても御理解なかなかできません。

県民の皆さんの目線から見たら、県職員もそうですけれども、国のほうでも天下りが大きな問題になった。特に税金が還流しているところへの再就職について、やはり危惧の念が持たれているわけです。

そういうことで、今年の県警察のホームページには、退職した幹部職員の再就職先として、組織犯罪対策課長は自動車教習所に、美馬警察署長は公益財団法人日本道路交通情報センター主幹に再就職しています。これら自動車教習所や道路交通情報センターについては、県警察が県費を予算措置した上で事業を委託している事業者だと、私自身は思っています。多分事実だと思います。

ここで改めて、県警察の元幹部職員が、県警察が発注する委託事業者に再就職している現状はどういうふうになっているのかという点について御答弁ください。

生原警務課長

公表しております地方警務官の警視正や、管理職手当の支給を受けておりました県警察元幹部職員の委託事業者への再就職状況でございます。

本年4月1日現在、一般社団法人徳島県交通安全協会や公益社団法人徳島県防犯協会、自動車教習所など16事業者に計16名が就職していると認識しております。

山田委員

もう一回聞きます。特にどのような業務が再就職先になっているのか、もう少し詳しく御報告いただけますか。

高橋警務部理事官

会計の契約に関する事項でありますので、私のほうから答弁いたします。

生原警務課長が答弁いたしました16事業者への委託業務につきましては、事業者ごとに申し上げますと、公益社団法人徳島県防犯協会には、風俗営業法に基づく風俗営業所の管理者に対する講習業務、一般社団法人徳島県警備業協会に関しましては、警備業法に基づく警備員に対する講習業務、一般社団法人徳島県交通安全協会には、道路交通法等に基づきまして、運転免許関係の講習でありますとか、また自動車保管場所の調査業務というものを委託しております。また、県下15の自動車教習所は、全てにOBが行っているわけではありませんけれども、道路交通法に基づきまして、高齢者講習等の委託をしております。

さらに、一般社団法人徳島県安全運転管理協会には、道路交通法に基づく安全運転管理者に対する講習を、今、山田委員からありました公益社団法人日本道路交通情報センターには、道路交通情報の提供、最後に、公益社団法人徳島被害者支援センターには、犯罪被害者に対する支援という業務がありまして、それぞれ委託しているという状況であります。

山田委員

今、答弁いただいたんですけれども、元幹部職員が再就職している事業者に対する業務委託について、どの程度の額の契約がなされているのか。また、そのうち随意契約の額がどの程度あるのかという点についても御答弁ください。

高橋警務部理事官

令和元年度の決算ベースで答弁いたします。契約総額は約3億3,600万円で、そのうち随意契約が約2億2,400万円、残りの約1億1,200万円が入札により契約したという状況であります。

山田委員

今、状況を聞いたら、すごい随意契約の額です。そこへ再就職している、天下りしているというふうな現状があるわけですから、これはやはり県民の皆さんから税金の還流ということの疑念を持たれないためにも、先ほど言った再就職の状況については、もう一度検討して委員会を含めて県民に公表すべきだと思います。元幹部職員の再就職には、先ほど言ったような税金の還流があるというふうに、私自身は高橋理事官からの報告を聞いて改めてそのように思うのですけれども、この点についてはどのように県民に対して説明するのか、また対応を検討するのかどうかも含めて御答弁ください。

高橋警務部理事官

委託事業者への再就職についてでありますけれども、県警察では、限られた人的資源を有効に活用するという観点や、民間事業者のノウハウを生かしたより質の高いサービスの向上という観点から、一部の業務をアウトソーシングしているのが実態であります。

こうした委託業務の契約に際しましては、先ほど入札と随意契約の問題が出ましたけれども、原則的には一般競争入札に配慮しております。それと、随意契約による事業も当然ございますけれども、自動車学校が保有するコースを使用するとか、事業者の体制や能力に鑑みまして、競争入札に適さない業務について随意契約しているものであります。

こうした委託業務は、会計法令に基づきまして、透明性、競争性を確保した上で、当該業務に関しまして適正かつ確実に履行できる事業者を選定しているということでありまして、事業者には再就職者がいるかいないかに応じて契約をしているものではないところでございます。したがって、税金の還流には当たらないものでありまして、引き続き、契約に関しまして、確実に業務を履行できる事業者と、透明性、公正性を確保した上で契約してまいりたいというふうに考えております。

山田委員

私自身は、県民の疑念を晴らす上から、再就職先については、知事部局同様に是非とも公表を求めるという立場で、引き続き質問していきたいと思っております。

次に、実はジャパンライフ株式会社の元会長逮捕というのが大きな事件になっております。また、県民、国民からの強い関心にもなっている。その関係で、一つは徳島市内でも不動産会社の株式会社R Kに絡む不動産投資詐欺事件というのが、既に新聞報道もされています。株式会社R Kの代表取締役の男が、兵庫県の男性から現金1,500万円をだまし取った。今年の2月に兵庫県警に逮捕されて目下公判中、9月25日にどうも判決が下りるというふうに聞いております。この株式会社R K代表取締役の男が徳島県内でも同様の手口で10人以上の方から現金をだまし取って、その被害額が少なくとも1億6,000万円もの多額に上る。恐らく、これで終わらないだろうと言われてます。まず、この状況について、どういうふうに把握されているのかということについて、個別案件なんですけれども御報告ください。

多田刑事部首席参事官

御質問いただいた点につきましては、個別の事案でございますので、答弁を差し控えさせていただきます。

山田委員

個別の案件だと、だから答えられないと紋切り型の答えだったわけですがけれども、被害関係者や県民の皆さんから私のほうに、兵庫県警に比べて徳島県警の捜査が遅いとか、捜査の怠慢でないかと、兵庫県警は1,500万円の容疑ですが、徳島県はさっき言ったとおり少なくとも1億6,000万円もの多額に上るということで、そういう厳しい意見が寄せられている。

この不動産投資詐欺事件については、被害関係者等からも厳しい意見があつて、県警察の対応が個別案件は答えられないというだけでは済まされない問題があると思うのですけ

れども、今の状況の対応についてお伺いしたいと思います。

多田刑事部首席参事官

捜査の中身のことに関わってまいりますので、やはり答弁は差し控えさせていただきます。

山田委員

恐らく、近々何らかの動きが出てくると注目しています。いずれにしても、また、次の委員会等々でもこの問題については聞いていきたいと思います。

兵庫県警と徳島県警との関係で言ったら、徳島市内の業者で、そして額も多額であるのにもかかわらず、兵庫県警のほうが捜査に着手して、今、公判中という状況になっていることに疑念を抱いています。どうしたんだろうかなと、県民の皆さんからもそのような声が挙がっているんです。しっかりと対応方をお願いしたいと思います。

あと1点だけお伺いします。懲戒処分の件なんですけれども、知事部局、教育委員会も、令和元年9月から、職員の処分について懲戒処分に至らない内部処分も公表しております。そういうふうな状況から、過去から警察庁の懲戒処分の発表の指針に基づいて公表してきているという答弁をずっと頂いているんですけれども、これは県警察としては公表に消極的な印象を持っております。

過去5年間の懲戒処分や内部処分の状況をまず報告していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

山本首席監察官

過去5年間の懲戒処分等の件数でございますが、過去5年間、平成27年から令和元年中でございますが、懲戒処分の件数につきましては5件5名でございます。なお、今年は昨日現在までございません。また、懲戒処分に至らない監督上の措置につきましては、31件36名でございます。今年は昨日現在、2件2名でございます。

山田委員

今、報告いただいたんですけれども、特に懲戒処分に至らない内部処分ですね、これについては、知事部局と同様の基準で公表すべきです。県教育委員会も知事部局もしているのに、県警察がなぜできないのか素朴に思うのですけれども、その点、明確に御答弁いただいて、改善方を検討していただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

山本首席監察官

知事部局と同様に、懲戒処分に至らない処分につきましても公表すべきではないかとの御指摘でございます。

知事部局の対応につきましては、答弁する立場にございませんので、御理解いただきたいと思います。ただ、県警察におきましては、処分に関しまして、警察庁が定めました懲戒処分の発表の指針を参考にしまして、事案ごと個別具体的に検討を行って判断しているところでございます。公表すべき事案につきましては、適切に公表するというような対応

に努めておりますので、御理解いただきたいと思います。

山田委員

非常に曖昧な意見です。しかし、県民から見たら、今の状況からやはり公表すべきです。そういう厳しい県民の皆さんの目があるので、是非ともこれについては改善方を強く求めておきたいと思います。

高井委員

私が、ずっといろいろな形でお聞きしてきた徳島中央警察署の整備事業について、お聞きしたいと思います。

本会議で、知事から、令和3年3月1日の供用開始ということが発表されました。この整備事業に関して、多くの方が待ち望んでいたことでもあり、整備の中では、紆余曲折いろいろなことがありました。リニア中央新幹線の建設工事を巡る談合事件による業者の変更や、くい設計の契約変更による増額、そしてここに来て、全国的なことですが、新型コロナウイルス感染症によって工事が中断されたりと、いろいろなことがある中で、皆さんが期待するような来年3月1日に供用開始予定ということで公表されたことは大変うれしく思っているところであります。そこで、あと5か月余りですので、改めて進捗状況についてお聞きしておきたいと思います。

高橋警務部理事官

先般、知事のほうから令和3年3月1日の供用開始について答弁があったと承知しています。今現在、躯体工事は終了しておりまして、現在、外装工事のほか内装工事に至っております。予定どおり進んでいるという状況であります。今後、外構工事等が進んでまいります。現在の状況から考えて令和3年3月1日の供用開始という形になります。

高井委員

本当に紆余曲折ある中で、予定どおりという形ですので、引き続きこのまま予定どおり向かうように期待したいと思います。

改めて、新型コロナウイルス感染症関係の影響ということはなかったのかどうか。全国的に感染者が増えている中で、建設業界自体は元々人手不足に加えて、こうした感染症等の状況になり、大変なことになっていたということでありましたので、影響等がなかったのかどうか、この点も聞かせていただきたいと思います。

高橋警務部理事官

本年4月16日に緊急事態宣言が全国に拡大されて、当時、大手ゼネコンの事業者もり患し、死亡者が出た等々の報道がなされたところであります。

本件におきましては、4月20日に事業者からの要請を受けまして、4月25日から5月6日までの間、工事を中止いたしました。ただ、ゴールデンウィーク期間中でありましたので、当初から工事を予定しておらず、当然休みの日も含まれていたというものでありますので、実質的に工事を中止したのは3日間であったということで、幸いにも工事に対する

影響はございませんでした。

高井委員

影響が余りなかったということではとしています。

今は、少し落ち着きつつあるということですが、感染症対策をしながら、工事や業務をしていくということは非常に大事なことだと思いますので、引き続き、そうした通常の業務に加えて、事業のほうの感染症対策等についてもいろいろと気を配っていただきたいと思っています。

そこで、改めて今回確認しておきたいことがあるのですが、今回の徳島中央警察署のPFIでの整備事業について、元々、予測不能な物価変動などに対する契約額の見直し等の条項、いわゆるスライド規定というものですが、入っているというふうに思います。

まずはこの点において、かなり長期にわたる事業でもありますし、確認の意味で条項の中身について、お聞きしておきたいと思います。

高橋警務部理事官

スライド規定であります。

こうした規定は通常の工事においても適用されていると認識しております。当委員会においても、東京2020オリンピック・パラリンピックを控えて物価高騰が予想されるので、契約においても事業者のリスクが大きくなるように、しっかりそういう契約を締結すべきだという議論がなされたところであります。

高井委員からもありましたように、本事業は15年の間に庁舎の建設や旧庁舎の解体、更には維持管理業務を包括して行うという事業でありまして、その間の金利、建築の物価の変動に対応して支払金額を変更していく、いわゆるスライド規定を契約に盛り込んでいるところであります。

ちょっと技術的になりますけれども、まず、金利変動に関して申し上げます。

金利変動は、庁舎の建設や旧庁舎の解体工事を対象とするものであります。今回、特別目的会社いわゆるSPCと契約しております。SPCは事業を行うため、金融機関から資金を借り入れております。この返済に係る利息に対する変動を踏まえて、契約額を変更しようというものであります。具体的には、入札したのが平成29年10月17日でありまして、この基準金利が0.488パーセントでありました。それに比較して庁舎の引渡し時、来年2月を予定しておりますけれども、それと旧庁舎の解体完了は令和3年12月です。引渡しと旧庁舎の解体完了、この基準金利を比較して、それぞれ支払額の見直しを行うという、金利変動に応じて先方に支払う額を変えようというものです。

次に、物価変動につきましては、庁舎の建設、旧庁舎の解体工事における資材費等の変動、また、15年間の維持管理、清掃など、本部庁舎も含めての契約をしておりますけれども、この労務単価の変化を踏まえまして、支払額を見直そうというものです。庁舎の建設や旧庁舎の解体に関しましては、公的機関が示す建設物価指数というのがございまして、これを踏まえて、提案時と建設工事の着工時、解体工事の着工時、それぞれの指数を比較して、物価変動率が1.5パーセントの増減がある場合、超えた場合は増額、減った場合は減額という形になりまして、そういう対応をする。

最後に、維持管理業務につきましても、同様に、公的機関が示す企業向けサービス価格指数というのがございまして、これは毎年10月1日を基準として、前年度と比較して3パーセントを超える増減があった場合は翌年度の支払額を変えると、いずれも増額する場合もあれば減額する場合もあると、そういうインセンティブもあればディスインセンティブもあるという契約内容になっております。

高井委員

新型コロナウイルス感染症の影響がなければ、もうオリンピックが開催された年ですので、東京2020オリンピック・パラリンピック需要の関係から、延期になるまでは物価が上昇していたのではないかと、資材も上がっていたし、東京への流れができていたのではないかと思います。現状はそうではない。物価のほうも下がっているというふうには聞きませんし、いろんなことが困難な状況にはなっておりますが、高橋警務部理事官から御答弁していただいたとおり、物価の上昇が見込まれれば、後ほど払うお金が増えてくることになるだろうと思います。それも仕組みに組み込まれているとおり、事業者側に過剰な負担にならないように、それによって来年予定の供用開始に支障を来さないように、必要があれば発注者として適切に対応していただきたいと思いますので、契約以降の物価上昇の現状と対応について確認をしておきます。

高橋警務部理事官

先ほども答弁いたしましたけれど、建築に関する物価変動につきましては、入札した平成29年10月と着工時の平成31年4月を比較するということになっております。今もありましたように、東京2020オリンピック・パラリンピック需要の最中でありまして、現時点においては、1.5パーセントは超えているという認識であります。現在、契約に基づきまして、事業者と協議を進めているところであります。今後、支払額の増加によって、債務負担行為の増額等の議案の提出の必要性があれば、改めて議決をお願いすることになると思いますけれども、今後予算の整理も含めまして、また、今後の事業者との協議も含めまして適切に対応してまいりたいと考えております。

長池委員

私事でございますが、8月生まれでございまして、9月に入ってから慌てて運転免許センターに運転免許の書換えに行ってまいりました。運転免許の更新ということでございます。

受付した際などに、チラシみたいなものをくれました。何かと思ったら何かの広報チラシであります。講習を受けた後、新しい免許証を頂くのですが、その際にもカードをもらいました。とくしま「燃料満タン」県民運動というものです。これは、とくしまゼロ作戦課が主に行っている事業なんです。議員の方は前にこのカードとシールをもらっていると思います。災害時のための備えということで、車の燃料を常に満タンにしておきましょうということでございます。過去の災害から、避難であったり、電気がない、ガソリンがないというので混乱した時に教訓を得て、常日頃からガソリンを満タンにしておきましょうという内容のチラシ代わりのカードになっていきます。

これは良い事業と思っております。免許の更新に来た方にお知らせすることで、何年かすれば全県民といいますか、車を運転される方には行き渡るという仕組みでございまして、素晴らしいことだと思っておりました。それで、免許の更新に行って、いつくれるのかと思ったら、最後の最後に免許証と一緒にセットで頂きました。

とくしまゼロ作戦課が言っていたようにちゃんと配ってくれているなと思ったのですが、最後の最後に免許と一緒にぽんと渡されただけで、このカードに対して何の説明もないんです。免許更新する方それぞれですが、私なんかは勉強したいほうですので2時間しっかり講習を受けてまいりまして、人より長めに講習を受けたので、そんな時に一言、カードの説明などをしていただけたら有り難いなという要望でございます。講習も受けずに帰られる方もいらっしゃるので、方法はいろいろあると思うのですが。

先に言いましたが、全般的に、受付でもらったチラシにも特に説明はないんです。説明なしでもはっきり分かるようなきれいなビラが配られたので説明は要らないと思うのですが、このカードに関しては、もらったほうもよく分からないと思うんです。とくしまゼロ作戦課の、いわゆる防災ですので本来の県警察の業務とは違うのでしょう。防災の事業なんで、配れと言われているから配ったというぐらいの雰囲気でございます。

ただ、私はそうなんですが、書換えは何年かに1回しかなくて、それなりに自分の運転を見直す機会であったり、多少緊張感を持って、皆さん運転免許センターに行かれています。そういう所で、もらう情報、いわゆる交通安全運転の講習を受けたときに、最新の新しい考え方というのもしっかり啓もうしていただきたい。これだけでなく、せっかくのチャンスでございますので、いろいろと広報しなくてはいけないことを、より警察から県民、市民のドライバーの皆様にPRするような機会を大事にしていきたい。

そういうことで、いわゆる広報の在り方に対する御所見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

高橋警務部理事官

広報関係の主管は警務部理事官でありますので、私のほうから答弁させていただきたいと思えます。

警察活動は、県民の方々の御理解と御協力が必要不可欠であります。そのためには、事件、事故、また、我々が行う各種施策をタイムリーに県民の皆様にお伝えするということは何よりも大事だと考えております。

県警察では、元々広報関係は総務課広報室というのがありましたけれども、平成26年度に情報発信課を新たに設置いたしまして、これまでホームページ等々で情報発信をしていました。これに加えて、FacebookやTwitterであるとか、そういうSNSを活用したり、また、各自治体がケーブルテレビ等で広報しているものについても積極的に参画して、情報発信機能の観点から戦略的で効果的な広報活動を開始したという経緯がございます。

御質問にありました、とくしま「燃料満タン」県民運動は、コロナ禍における避難対応に車が有効ということで、ガソリンを常に満タンにしておきましょうという施策で、知事部局、危機管理環境部のとくしまゼロ作戦課が行っている事業であります。

県警察においては、長池委員からありましたように、年間12万人の免許更新者が訪れる

ということから、ドライバーの方々に呼び掛けをしているという内容のものです。総体的なお話をしますと、免許更新窓口や警察署、交番、駐在所の窓口においては、関係機関や団体の依頼を受けまして、元より警察自身の資料をたくさん配布しておりますけれども、これら配布資料の内容であるとか、また、機会であるとか、どのような方に配布するかというのは様々でありまして、画一的な対応をお約束するということは困難でありますけれども、委員御指摘の点も踏まえまして、引き続き、効果的な情報発信に努めてまいりたい。これが県警察に関する広報の在り方と考えておりまして、御理解賜りたいと思います。

長池委員

今、秋の交通安全運動期間ということで、現場のほうも沿道で警察官が立しょうしていただいたりしている姿を見掛けます。あの様に立っていただくと、運転しているほうも、交通安全運動の期間中だなど、いつもよりも注意しなければいかんという気持ちになったりするんです。大変御苦労なことだと思いますが、身を引き締めるといえるか、免許の更新の時とかも良い機会だと思います。先ほどの山田委員の議論の中にもあったんですが、運転免許センターも再就職先なんでしょう。交通安全協会というんですか。講師の方とかも。さっき、どういった事業を発注しておるかという質問もありまして、多分、この満タン運動のカードを配るような事業は、その中に含まれていないと思います。しかも、再就職先ということは県警察幹部のOBということで、皆さんから見たら先輩方になると思うので、余り言いにくいことかもしれませんので、是非、県議会の委員会の中で、こんな要望があったということで上手に言っていただいて、何なら私の個人名も出していただいて結構でございますので、是非しっかりと発信してください。大事な機会と思ってください。ちょっと言い過ぎかもしれませんが、ちょっと緩いです。講習内容も、穏やかな2時間を過ごさせていただいて、のんびりさせてもらったんですが。せっかくの機会ですから。やっぱり免許の更新の時というのは、徳島の交通安全というものの良い機会なんです。もっと厳しくやっていただいていたと思います。本当に心を入れ替えてとまではいかないと思うのですが、免許更新というのは大事な機会ですから、緊張感を持った講習もしていただきたいというのを、答弁は求めません。長池が言っていたということで、上手に先輩方に伝えていただいて、厳しく効率よく県民の安全につながるような、また、こういった防災につながるようなこととして見直していただきたいと要望をさせてもらって、質問を終わりたいと思います。

福山委員

今、正に秋の交通安全運動期間を迎え、県警察をはじめ関係機関、団体が一丸となって様々な取組を行われていると思います。そこで、私のほうからは、通学路の交通安全対策について質問させていただきます。

私も小学生の子を持つ親の一人でありまして、通学路の立しょう活動にも参加させていただいております。子供たちの元気な姿にパワーをもらう一方で、子供たちが歩いているそばを車がスピードを上げて通過する状況を見ると、交通事故に遭わないかと心配になることがあります。

そこで、県下で登下校中の子供が犠牲となる交通事故が何件発生しているのか、過去5年間の推移について教えてください。

喜多交通企画課長

登下校中の児童が当事者となる交通事故の推移でございます。

幼稚園児や小学生が登下校中に交通事故に遭った件数につきましては、平成27年中は発生件数11件、負傷者数11人、平成28年中は発生件数6件、負傷者数が10人、平成29年中は発生件数7件、負傷者数が7人、平成30年中は発生件数8件、負傷者数8人、令和元年中は発生件数6件、負傷者数6人発生いたしております、本年8月末現在では、発生件数6件、負傷者数6人という状況でございます。

これらの事故を分析いたしますと、場所では交差点におけるものが多いこと、事故類型では道路を横断中が多いこと、事故原因では子供側に原因があるものでは飛び出しが多いことという状況でございます。

福山委員

少なくとも年間に数件は発生しているということで、改めて子供の交通安全に取り組む必要があると思います。中でも、交通事故を防ぐ上では、自らが事故に遭わない行動をすることも極めて重要なことだと考えます。けれども、小さな子供に対して、それを理解させた上で実践させることは、なかなか難しいところがあります。

そこで、県警察では、子供に対して事故に遭わない行動をするよう意識付けするために、どのような取組を行っているのかお伺いします。

喜多交通企画課長

児童に対する交通安全教育の取組についてでございます。

県警察では、受講者の心身の発達段階に応じた段階的で体系的な交通安全教育を推進いたしております。幼児や児童に対する交通安全教育は、歩行者として基本的な交通ルールやマナーの習得、道路における危険予測などの能力を高めるため、学校関係者や関係機関、団体等と連携をいたしまして、パネル等を使用した視覚に訴える教育のほか、模擬交差点における横断指導など、参加、体験型の教育に重点を置いているところでございます。

また、家庭における教育効果も大きいと認められるところでございますので、保護者の方には、児童の事故事例の紹介、基本的な交通ルールの教示、正しい道路の横断等の実技指導などを進めまして、子供への安全教育をお願いいたしているところでございます。

福山委員

子供のみならず、その親も対象とすることで、家庭内でも危機意識の共有が図られ、交通安全思想の向上にもつながる良い取組だと思います。是非、県下各地で保護者も参加できる交通安全教育の実施に取り組んでいただきますようお願いいたします。

最後に、通学路の安全対策についてお伺いいたします。

昨年5月に滋賀県大津市で、車同士の衝突事故の巻き添えで散歩中の園児ら16名が死

傷、平成24年には京都府亀岡市で、登校中の児童の列に無免許運転の車が突っ込み計10人が死傷する悲惨な事故が起こり、大きな反響を呼びました。私が住む地域の通学路でも、歩道がなく、子供のすぐそばを車が通過する危険な場所や、横断歩道上で横断者がいても止まらないといった悪質なドライバーも散見され、いつ事故が起きてもおかしくないという状況にあります。

そこで、子供の安全を確保するため、県警察では通学路の安全対策にどのように取り組まれているか伺いたいします。

喜多交通企画課長

通学路の交通安全対策の取組状況でございます。

県警察においては、これまで児童等の交通事故防止に向けまして、交差点マナーアップ運動や交通マナーアップとくしま2020、横断歩道お手挙げ作戦等の各種施策に努めてきたところでございます。

特に、昨年5月、滋賀県大津市における未就学児が犠牲となる交通事故を受けまして、関係機関等と連携の上、緊急安全点検を実施いたしまして、通学路における安全対策を強化いたしましたところです。この安全点検は、県内の通学路316か所を対象に実施いたしました。個々の通学路の状況を踏まえまして、道路管理者による防護柵等の設置、県警察によります摩耗した横断歩道の塗り替え等、安全施設の整備に加えまして、取締りや安全指導、保護者による見守り活動などを推進することとして、継続的な取組を実施いたしております。

また、現在、秋の全国交通安全運動の期間中でありまして、この運動においても、子供をはじめとする歩行者の安全確保等を推進重点といたしてありまして、県警察では児童館における交通安全教室、保育所での親子交通安全教室などに取り組んでいるところでございます。

今後とも、子供の尊い命を交通事故から守るため、学校、保護者、道路管理者等と連携いたしまして、通学路における児童の交通事故防止に努めてまいります。

福山委員

交通安全運動期間に限らず、今後も、安全安心な交通社会の実現に向けて、県警察が旗振り役となって、しっかりと取り組んでいただきますよう、お願い申し上げて質問を終わります。

浪越委員長

ほかに、質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、公安委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号

以上で、公安委員会関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時33分）